（別添１）

◎障害児福祉手当　障害程度認定基準（聴覚障害）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　　　行
別紙　障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準 第一　（略） 第二　障害児福祉手当の個別基準 　令別表第１に該当する障害の程度とは次によるものとする。 １　（略） ２　聴覚障害 ⑴　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの ア　聴力レベルは、オージオメータ（ＪＩＳ規格又はこれに準ずるオージオメータ）及び言語音によって測定するものとする。 　ただし、聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない障害児に対し、令別表第１に該当する診断を行う場合には、オージオメータによる検査に加えて、ＡＢＲ検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。	別紙　障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準 第一　（略） 第二　障害児福祉手当の個別基準 　令別表第１に該当する障害の程度とは次によるものとする。 １　（略） ２　聴覚障害 ⑴　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの ア　聴力レベルは、オージオメータ（ＪＩＳ規格又はこれに準ずるオージオメータ）及び言語音によって測定するものとする。
イ　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できないものとは、両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。	イ　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できないものとは、両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。
ウ　聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない障害児に対し、令別表第１に該当する場合は、オージオメータによる検査結果のほか、ＡＢＲ検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。	
エ　オージオメータにより聴力レベルを測定できない乳幼児の聴力の障害による認定については、ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）及びCOR検査（条件詮索反応検査）を組み合わせて実施するものとする。 (ｱ)　ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）の聴力レベルのデシベル値が両耳とも１００デシベル以上、COR検査（条件詮索反応検査）の聴力レベルのデシベル値が１００デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。 　なお、エにより認定した場合は、原則として当該認定を行った日からおおむね２年後に再認定を行うこととする。	ウ　オージオメータにより聴力レベルを測定できない乳幼児の聴力の障害による認定については、ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）及びCOR検査（条件詮索反応検査）を組み合わせて実施するものとする。 (ｱ)　ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）の聴力レベルのデシベル値が両耳とも１００デシベル以上、COR検査（条件詮索反応検査）の聴力レベルのデシベル値が１００デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。 　なお、ウにより認定した場合は、原則として当該認定を行った日からおおむね２年後に再認定を行うこととする。
以下　（略）	以下　（略）